

宋代例冊考

はじめに

前近代中國の法律の形式は多種多様であり、その中には、律・令・格・式・敕などの制定法が含まれているが、廷行事・決事比・故事・例などの慣習法に近い法形式のものも含まれている。前者は法體系において主導的な役割を果たしており、そのため前近代中國の法體系は一般に「律令制」と呼ばれていることは周知に屬する⁽¹⁾。また、後者もやはり行政事務處理と司法活動において重要な役割を果たしている。特にその中でも例は、律・令・格・式等の制定法と比較すると、獨特な要素と價值があるといえる。なぜなら例とは、法律・制度・規範に制定されないのに對し、實際の事務處理プロセスの中で形成され、それが後に模倣されることとなったものであり、極めて現實的な内容を含んでいるからである。そして長い時間を経て例は相互に影響を與えながら變遷と發展を繰り返した。例が本格的に施行されるのは宋代においてであるが、成立以後徐々に成熟していき、それにもなつて例の法律内における地位も高まり、元・明・清の時期には律と並行して

行われるようになった。ここに、中國傳統の法體系が「律令制」から「律例制」へ轉換したことが見て取れる。

李 雲 龍

この前近代中國における重要な法形式である例の本質は、究極的には具體的な事例を來源としていることにある。すなわち、現實問題に對應するように判斷して、それを成文化し、すでに確定している正式の法律や諸制度との補完を行い、國家制度の柔軟性を擔保した。しかし例は權威性・公開性・安定性などが不足しており、それゆえに批判を受けた。宋朝は例を十二分に活用するために、例に關する諸問題を解決する方策を實行した。例えば、未整理の例の引用を禁止する一方、例を正式に編集して利用に便ならしめたり、編集後の整理された例を公開し、それを施行するようにした。

從來の研究において、例冊の運用について十分な注目を集めていたとは言い難い⁽²⁾。しかし、例の問題は決して輕視すべきではない。筆者は以前、宋例に關する論文の中で、例冊の内容に觸れたことがあるが、紙幅の都合もあり、そこでは十分に議論を盡くせなかった⁽³⁾。本稿では、宋代例冊の性質と内容、宋代における行政事務と司法審判

にかかる例冊の役割、例冊と宋代法體系の關係などの問題を取りあげ、宋代の例冊について考察を加えていきたい。

一、宋例と例冊の概要

宋代の例冊について検討する前に、その使用状況など、基本的な事項について一瞥しておきたい。上述のとおり、宋代は例の發展において重要な時代である。その例の種類は多いが、内容から行政例と司法例に大別することができる。

行政例は、おおよそ條例・格例・則例・事例によって構成される。これらは、秦漢以來、特に魏晉から隋唐時代にかけて發展してきた行政例を基礎としている⁽⁴⁾。例はまだ低いレベルの規則といつてもよいものであったが、王安石の變法時期にあつては、これにより柔軟に行政を執行処理できたため、王安石の改革推進に却つて寄與したと言える。宋代の格例も魏晉隋唐の格例を基礎としてさらに明確化され、主に官員の管理などの問題に用いられている。則例は、宋代の社會經濟の發展と、宋朝の行政事務管理の複雑化に伴い、幅廣く運用されるようになった。事例は、常例・成例・定例・恩例・優例・舊例・久例・近例・新例などを含み、その名目はそれぞれ異なっているものの、具體的な事務處理の過程において中心的な役割を果たした。

宋代の司法例で主と呼ぶべきは斷例であり、唐代の法例はこれに比べると重視されたとは言えない⁽⁵⁾。斷例は、詔敕により編修されたもの、あるいは臣僚が編修したものを朝廷が施行したものである。あ

る非常に短い期間を除いて、基本的に斷例の價值と役割は宋朝を通じて重要なものであった。宋代に編纂された斷例の史料は十數部存在しているし、その他にも記録を編修しこそすれ、最終的に編纂されなかった斷例の書物もまた存在する。その上、宋代の斷例は内容と形式からみても次第に完全なものとなっており、遅くとも南宋の紹興年間の時には、斷例は十二篇に分けられ、『宋刑統』と同じ分類方法を採用している。このことから斷例が非常に發達していたことがわかるのである。

以上のことから、宋代の例は宋朝の法體系の中で重要な役割を果たしていることは明らかであろう。宋代の行政例は刑法を主體とする律典とは別に、具體的な行政事務を處理するための模範となった。一方で宋代の司法例は審判のすみやかな進行のために、特に複雑な案件の處理に對して豊富な先例を提示する役割があつた。上記の分類上の区別の外だけではなく、例には段階上の差異も存在している。これはこれまでの研究では注目されてこなかった問題である。上述の條例・格例・則例・斷例の多くは成文化と規範性のレベルが高い例に屬しているが、この下に、散例・例冊など異なる段階の例がある。例冊（あるいは例策。以下例冊と稱す）は⁽⁶⁾、規範性の比較的低い散例と、規範性の比較的高い條例・格例・則例・斷例との間に位置する、過度的な性格を持つものであり、宋例體系の構成と運用状況を理解するための重要な要素である。次節以下でさらに詳しく見ていこう。

二、宋代行政事務における例冊

まず、宋代行政事務での例冊を見ていきたい。行政事務において、例冊は頻繁に利用されていた。宋代の行政事務處理に關する史料中に、例冊の名稱がしばしば見られることから、それは分かる。では、例冊はどのような性質の法形式に屬するのか。その具體的な内容はどのようなもので、どのような役割を果たしたのだろうか。

(一) 例冊の形成と編修

上述したように、宋代の行政事務には多くの種類の例が用いられた。例えば條例・格例・則例・事例などである。事例とは、常例・成例・定例・恩例・優例・舊例・久例・近例・新例などの一連の散例の總稱であり、これらは三つに分けることが可能である。第一は散例である。例の體系の初歩的な段階に位置し、例の最初の形態である。第二は例冊である。まとまっている散例に比べると、例冊はある程度蓄積されたものを一通り整理・編修したものである。第三は、具體的な名稱を有する條例・格例・則例などである。これらの例は前二者をさらに精緻に編纂した成果であり、成文化と規範性のレベルも高い。従って、個別具體案に對應するために出されたものが、時代を経る毎に編纂され、法典化していくという例の發展形式に鑑みるならば、例冊はまさに散例が發展に向かう過渡期の段階であるといえる。

例冊の存在は例という法體系の特徴を端的に表すものである。例冊が数多く存在し、宋代の行政執行に多用された大きな原因は、成文法

の限界に由來する。刑法が主體の成文法では、社會のあらゆる方面へ規制を加えることはできない。特に具體的な行政事務の處理に對しては、しばしば重要な部分に對する規定を缺く。戴建國氏が、「社會の發展は、だいたいにおいて、もともとある制度を用い、新しく出現した状況に合わせることはできない。また全てを補おうとして制度を制定するわけにはいかない。よってこれまでに似た事例を持つてきて、この慣例に依據するという考え方が産まれるのである」⁽⁷⁾と指摘するように、社會の發展と共に法典を改變し續けていくことは、現實的に不可能である。そこに例を運用する餘地が生まれる。

しかし、前近代中國に根深く残っている成文法の傳統のために、それぞれの定型化していない例の運用は、強烈な排斥を受けた。また運用においても様々な弊害が確かに存在していた⁽⁸⁾。社會・經濟の變容と發展に伴い、宋代は管理事務が徐々に増えていった時代であった。以前の王朝よりも増えたとはいえ、まだまだ十分とはいえない難い情況であった。したがって、個別具體的な事象に即應する例が、法として成文法の中に取り込まれていくことは、必然であった。それを主導したのは、言うまでもなく朝廷であった。『續資治通鑑長編』(以下『長編』と略稱)卷三〇二元豐三年(一〇八〇)正月己巳條に、「御史舒亶言わく、「銓院 事に正條無ければ、止だ吏人の檢到せし例に憑るも、因縁して或いは奸弊を致す。乞うらくは官に委ねて一例に刪定し例策と爲さしめよ」と。詔して銓院に施行すべき事は、竝びに敕令格式に編入せしむ(御史舒亶言、「銓院事無正條、止憑吏人檢到例、因縁或致奸弊。乞委官一例刪定爲例策。」詔銓院合施行事、竝編入敕令格

式)。」とあることからわかる。要するに、臣僚は銓院が事務を處理する時、正式な條文の規定が不足していたために、吏人が例を調べて事務を處理し、それが不正の温床となっていた。そのため例策(冊)を編修し、この弊害を克服しようとしたのである。そこで皇帝は詔を下して、例を成文法典の敕令格式に編入させたのである。

しかしすべての未整理の事例を成文法とすることは、必要ではなく、また不可能でもあった。よって折衷案が採用されることとなった。それは未整理の例を一旦編集し、系統だてた例冊を作り、簡単に執行できるものに作りかえたのである。慶曆四年(一〇四四)二月丁巳、臣僚は、

欲し乞うらくは特に指揮を降し、臣僚を選差し、審官・三班院並びに銓曹に就き、前後の條例を取索し、主判官員と、共に共に看詳し、重ねて刪定を行い、畫一して聞奏せんことを。中書・樞密院に付して、參酌して進呈せしむ。別に敕命を降し、各な例策を編成して施行せしむ。

欲乞特降指揮、選差臣僚、就審官、三班院並銓曹、取索前後條例、與主判官員、同共看詳、重行刪定、畫一聞奏。付中書、樞密院、參酌進呈。別降敕命、各令編成例策施行。(『長編』卷一四六、慶曆四年二月丁巳)

と述べており、臣僚は詔敕を受け、例策を編成している。陳襄『古靈集』卷七、論流内銓奏辟官屬劄子には、

前後應に用うべき諸般の體例文字は、盡く類聚して編錄せしめ、委に漏落すること無かれ。本司を責自して判官曹員と共に看詳せしめ、用うべからざる者は合に刪去を行うべきを除くの外、その餘の條目は、多く輕重一ならずと雖ども、以て兼存すべき者は、並びに編みて例冊と爲さんことを乞う。奏して進止を取らん。前後應用諸般體例文字、盡令類聚編錄、委無漏落。責自本司與判官曹員同共看詳、除不可用者合行刪去外、其餘條目、雖多輕重不一、可以兼存者、並乞編爲例冊、奏取進止。

とあり、散例に存在する弊害を克服し、例の本來の役割を果たすことが、例冊を編修する目的の一つであつたとされる。例冊を編修する必要性に對して、戴建國氏は、「後になるほど例は積み重なり、その後でしばしば矛盾が発生することになる。宋政府はいつも不定期に例の整理や添削を行い、冊を作った。」と述べている。また、紹興四年(一一三四)八月、權吏部侍郎胡交修らの上奏に、

近降の細務指揮契勘したる、内の一項に、「六曹の長貳 其の事を以て治め、條有る者は條を以て之を決し、條無き者は例を以て之を決し、條例無き者は酌情して裁決す。」とあり。夫れ例を以て事を決するは、吏部最も繁多爲り。事に因りて檢例を旋行するは、深く恐るらくは人吏隱匿して弊を作さん。欲すらくは、七司に各おの例冊を置き、凡そ敕劄・批狀・指揮 以て例と爲すべき者は之を編み、法司をして收掌し以て檢閱に待えしめよ。

契勘近降細務指揮内一項、「六曹長貳以其事治、有條者以條決之、無條者以例決之、無條例者酌情裁決。」夫以例決事、吏部最爲繁多、因事旋行檢例、深恐人吏隱匿作弊、愆七司各置例冊、凡敕劄批狀指揮可以爲例者編之、令法司收掌以待檢閱。〔『宋會要輯稿』帝系 一一之二〕

とあり、皇帝がこの上奏をうけて、『建炎以來繫年要錄』卷七九の「吏部編七司例冊」の詔を下したことがわかる。宋代では、例冊の運用は非常に廣汎で、多くの政府機構が例冊を編修したという記録が残っている。例えば樞密院については、『長編』慶曆四年（一〇四四）二月戊戌條に、「天章閣侍講・史館檢討王洙及び樞密院都承旨・右監門衛將軍戰士寧に命じて樞密院の例策を編修せしむ（命天章閣侍講・史館檢討王洙及樞密院都承旨、右監門衛將軍戰士寧編修樞密院例策。〔『長編』卷一四六慶曆四年二月戊戌條。〕」とあり、また同じく『長編』熙寧三年（一〇七〇）十月丙戌條には、「著作佐郎館閣校勘王存・大理寺丞館閣校勘顧臨・著作佐郎錢長卿・大理寺丞劉奉世、共に『經武要畧』を編修し兼ねて諸房の例冊を刪定し、仍お都・副承旨をして提舉して編定せしむ（著作佐郎館閣校勘王存、大理寺丞館閣校勘顧臨、著作佐郎錢長卿、大理寺丞劉奉世、同編修『經武要畧』兼刪定諸房例冊、仍令都・副承旨提舉編定。〔『長編』卷二二六熙寧三年十月丙戌條。〕」とある。これらは『宋史』に「王存『樞密院諸房例冊』一百四十二卷。〔『宋史』卷二百七藝文志六。〕」とあることから、例冊の刪定は成果があったことがわかる。

樞密院以外にも、多くの組織で例冊を編修した記載が確認できる。

例えば『長編』卷二六七熙寧八年（一〇七五）八月壬子條には、「池州司法參軍孫諤に命じて『省府寺監公使例冊條貫』を編定せしめ、又た諤に命じて敕庫を監制せしむ（命池州司法參軍孫諤編定『省府寺監公使例冊條貫』、又命諤監制敕庫。）」と記されており、また例えば中書五房が編修した例冊については、『長編』卷一七五皇祐五年（一〇五三）十二月己未條に、「參知政事劉沆 中書五房を提舉し例冊を續編す（參知政事劉沆提舉中書五房續編例冊。）」とある。さらに經濟事務の重要部門を管理する三司についても、例冊についての言及がみられる。それは大中祥符四年（一〇一一）九月丁亥の三司監鐵副使林特のいう上祀汾陰慶賜例冊で、皇帝が宰臣に、「外道給う所は、往年の南郊に比べ乃ち多きこと十余萬なり。蓋し兵を募るに太だ廣きのみ。其の間老疾にして事に任えざる者は、當に之を簡閱せしむべし（外道所給、比往年南郊乃多十餘萬。蓋募兵太廣爾。其間老疾不任事者、當令簡閱之〔『長編』卷七六大中祥符四年九月丁亥條。〕」と述べている。また蔡襄『端明集』にも、「〔呂士昌〕罷めて歸り、三司使田公況罷歸、三司使田公況辟君編『三司例策』、書成二百卷。〔『端明集』卷四〇、尚書職方員外郎呂君墓誌銘。文淵閣四庫全書本。〕」とあり、ここでも例冊を書きとめたことがみてとれるのである。

（二）例冊の内容と運用

宋代では非常に例冊の運用が重視されていた。行政事務の處理にお

いて、多くの分野で例冊が重要な役割を果たしているのを見ることが出来る。例えば官員の人事についてである。紹興三十二年（一一六二）、吏部侍郎である凌景夏は、

今吏部七司宜しく例冊を置くべし。凡そ換給の期限、戦功の定處、去失の保任、書填の審實、奏薦の限隔、酬賞の用否、凡そ申請を經、或いは堂に白し、或いは旨を取る者は、一事已む毎に、郎官に命じて次を以て擬定せしめ、而して長貳之を冊に書き、永く以て例と爲し、半歲ごとに尚書省に上り、仍お御史臺に關す。是れの如くんば、則ち巧吏施す所無くして、銓敘平允なり。

今吏部七司宜置例冊。凡換給之期限、戦功之定處、去失之保任、書填之審實、奏薦之限隔、酬賞之用否、凡經申請、或堂白、或取旨者、每一事已、命郎官以次擬定、而長貳書之於冊、永以爲例、每半歲上於尚書省、仍關御史臺。如是、則巧吏無所施、而銓敘平允矣。¹⁰⁾

と述べている。吏部七司は例冊を設置すべきで、「換給之期限、戦功之定處、去失之保任」という状況の際、事務處理が終わった後に、長官によって例冊の中に記録されたとした。この上奏から、少なくとも凌景夏は例冊と例が異なり、例は胥吏に掌握され、その内容は公開されなかったとしている。つまり、例の運用の手續きについて、官員は何もわからなかったといえるだろう。しかし例は例冊に記録された後で公開性を持つようになった。官員は例冊に基づいて事務處理を行い、

それは長官と次官を中心に行われた。それによって公開性だけではなく、權威性をも具えるようになった。さらに手續き上でも、凌景夏は定期的に例冊を尚書省に送ることを主張しており、同時に御史臺にも報告している。例冊は一定の成文法の特徴も備えていたのである。

官員の人事問題以外でも、例冊は用いられた。例えば禮儀制度の採録と公使錢の管理である。禮儀制度の收録について、最も顯著に見られるのは『禮院例冊』の編修である。歐陽脩らが編纂した『太常因革禮』には『禮院例冊』の内容が多く引用されている。また『儀注例冊』も『太常因革禮』に附されている。『文獻通考』には、「其の書『開寶通禮』を以て本と爲して、『儀注例冊』を以て之に附見す。且つ『實錄』・『封禪記』・『鹵簿記』・『大樂記』及び他の書を以て參し、經禮・曲禮是ここに於いて兩つながら備う（其書以『開寶通禮』爲本、而以『儀注例冊』附見之。且參以『實錄』・『封禪記』・『鹵簿記』・『大樂記』及他書、經禮、曲禮於是兩備（『文獻通考』卷一八七、經籍考十四）。」とある。『太常因革禮』は『禮院例冊』からの引用が七十八回も見られるが、紙幅の都合により、全てを引用することはせず、その一部を以下に紹介する。

『禮院例冊』…景祐五年十二月、太常禮院奏すらく、詳定所の奏に准るに、欲し乞うらくは南郊從祀の神位を改正し、玄冥を元冥と爲し、玄武は真武と爲す等。謹んで『周禮』を案ずるに、孟冬に司民を祠る。本より唐朝文皇帝の諱を避くるに因り、遂に司人に改む。今例に依りて玄冥等を改めて元と作さんと欲し、先に南

郊及び臘祭に於いて改名の意を告ぐ。それ玄武・玄冥・玄弋・玄枵等は並びに正壇無く、只だ是れ座に配するのみ。日を擇びて官を差^{つか}わし南郊に昊天上帝の位を設け、並びに本等に玄武以下の四位を設け、各おの幣酒脯を用いて以て改名の意を告げしめんと欲す、と。詔して可とす。遂に玄武を改めて真武と爲し、玄冥を真冥と爲し、玄弋を真弋と爲し、玄枵を真枵と爲す。

『禮院例冊』…景祐五年十二月、太常禮院奏、准詳定所奏、欲乞改正南郊從祀神位、玄冥爲元冥、玄武爲眞武等。謹案『周禮』、孟冬祠司民、本因唐朝避文皇帝諱、遂改司人。今欲依例改玄冥等作元、先於南郊及臘祭告改名之意其玄武、玄冥、玄弋、玄枵等、竝無正壇、只是配座。欲擇日差官於南郊設昊天上帝位、竝於本等設玄武以下四位、各用幣酒脯告以改名之意。詔可。遂改玄武爲眞武、玄冥爲眞冥、玄弋爲眞弋、玄枵爲眞枵。（歐陽修等『太常因革禮』卷一、總例一。清廣雅書局叢書本）

これは、南郊の從祀の神位を改める上奏文である。『宋史』卷一二四、禮志には、

『禮院例冊』…文武官一品・二品の喪は、視朝を輟^やむること二日、便殿に舉哀して掛服す。文武官三品の喪は、視朝を輟むること一日、舉哀して掛服す。然れどもその車駕臨問並びに特に輟朝するの日數は、各おの聖恩に繫く。一品・二品の喪は皆な翰林學士已下を以て監護葬事と爲し、内侍都知より已下を以て同監護葬事と

爲す。葬日、視朝を輟むること一日、皆な旨を取りて後に行う。（中略）『禮院例冊』…諸て一品・二品の喪、敕して本品の鹵簿を備えしめて送葬する者は、少牢を以て都城の外に贈祭し、璧・束帛深青二・纁二を加う。諸ての重は、一品は柱兩六、五品より已上は四、六品已下は二。諸ぞ銘旌は、三品已上は長さ九尺、五品已上は八尺、六品已上は七尺、皆な某官封姓の柩と書く。

『禮院例冊』…文武官一品、二品喪、輟視朝二日、於便殿舉哀掛服。文武官三品喪、輟視朝一日、舉哀掛服。然其車駕臨問竝特輟朝日數、各繫聖恩。一品、二品喪皆以翰林學士已下爲監護葬事、以内侍都知已下爲同監護葬事。葬日、輟視朝一日、皆取旨後行。（中略）『禮院例冊』…諸一品、二品喪、敕備本品鹵簿送葬者、以少牢贈祭於都城外、加璧、束帛深青二、纁二。諸重、一品柱兩六、五品已上四、六品已下二。諸銘旌、三品已上長九尺、五品已上八尺、六品已上七尺、皆書某官封姓之柩。

とあり、『禮院例冊』を引用しているのが見られる。『宋史』に引用された『禮院例冊』は、官員の喪葬儀禮に關するものであり、官員の等級によって喪葬の等級も異なるため規則が必要であった。また、『太常因革禮』に引かれていた『禮院例冊』は具體的な年月の記載が多く、『禮院例冊』が當時實際に行つた儀禮を集めたものとみることができ。また編集を経た例冊が禮儀において重要な役割を果たしたことがわかるのである¹⁾。

例冊の法律としての効力は公使錢の管理において特にその特徴が見

られる。公使錢の管理については、例冊の内容はさらに豊富であり、その運用もさらに規範的なものであった。公使錢、または公用錢といい、「もともとはそれぞれの官署の公務の費用であった。実際には宴會や宿驛に多く用いられ、南宋の時に公に供給され官吏の俸祿の一部とみられるよう」¹²になった。これは主に官吏の交際や接待などに使われた。公使錢の使用において、例冊は事項と数の確定の両方に法的效力を有しており、公使錢の支出は基本的に請求され、それに例をもって許可されることによって成立する。元豐六年（一〇八三）七月辛酉に、戸部は、

陝西諸路緣邊の州・軍・城・寨の公使、官吏に給するの物は、欲すらくは竝びに例策に依り、在市の實直を以て價を給せんことを。内酒數も亦た酒材の合に醢する所の升斗に據りて支給し、物價の平らかなるを候ちて舊に依れ。

陝西諸路緣邊州、軍、城、寨公使給官吏之物、欲竝依例策、以在市實直給價、内酒數亦據酒材所合醢升斗支給、候物價平依舊。（『續資治通鑑長編』卷三三七、元豐六年七月辛酉）

と述べており、戸部は陝西諸路が官吏の金の支給を要求しており、例冊の規定によって實行しなければならない。紹興二十八年（一一五八）九月己卯、戸部は、

言者 監司守令の民を害するの事件を論ずれば、乞うらくは監司・

知州 月給の例をば罷め、舊の例冊の有る所に非ざるに輒りに受くる者は、贓を以て論ず。

言者論監司守令害民事件、乞監司知州月給例罷、非舊例冊所有而輒受者、以贓論。（『建炎以來繫年要錄』卷一八〇）

と上奏している。ここでは、もともとの例冊に記載がない事項については、贓罪として處分されている。

接待以外では、饋送が公使錢の支出内容の一つであった。これについても例冊の中にやはり規定が作られている。紹聖四年（一一〇九）五月庚午に、「三省言蘭州違法饋送」によって、哲宗は、

諸路の沿邊の州軍、帥臣の在る所を除くの外、若し公使 例冊の外に於いて饋送すれば、竝びに緣邊城堡鎮寨の條に依りて施行せよ。朝廷の使遣及び監司 例外に供饋を受くる者は、仍お旨を取れ。經略・安撫・鈐轄・轉運・提刑・提舉司に委ね、常切に覺察して効奏せしめよ。

諸路沿邊州軍、除帥臣所在外、若公使于例冊外饋送、竝依緣邊城堡鎮寨條施行。朝廷遣使及監司例外受供饋者、仍取旨。委經畧、安撫、鈐轄、轉運、提刑、提舉司、常切覺察効奏。（『續資治通鑑長編』卷四八七、紹聖四年五月庚午）

と詔を下している。假に公使が例冊規定の事項と限度額の他に饋送すると、關連地方の規定によって罪となり、また朝廷の使者及び監司が

例冊の他に饋送を受ければ、皇帝の命令によつて判斷される。このように、朝廷は違法に饋送を受けることに非常な注意をはらつており、例冊はその處罰においてよく參照されたのである。

高級官員が下級官員の任地に行くとき、下級官員が宴會を催し贈り物をするのは避けがたいものである。そのため、厳しく禁止するよりも、まだ例冊の設置によつて限定的な公開化と合法化をするほうがよいと考えた。このような贈賄行爲に對して制限を課すことによつて、公使錢の大規模な濫用を防ぎ、いわゆる官官接待に一定の秩序をもたらししたのである。

南宋の『慶元條法事類』の中には、例冊に背いて贈り物を受け處罰された規定がみられる。違法行爲の具體的な状況と非常に詳細な處罰規定がのこっている。例えば『慶元條法事類』職制門六には、専門に「饋送」に對する規制が加えられている。その中の職制敕の規定に、「諸て監司・知州は、任滿ちて替移するに非ざれば、（在任すること二年以上なれば非なり。）例冊有ると雖ども輒ち罷任の物を饋送す及び之を受くる者は、竝びに職に坐して論ず（諸監司、知州、非任滿替移、（在任二年以上非。）雖有例冊輒饋送罷任之物及受之者、竝坐職論。（『慶元條法事類』卷九、職制門六、饋送、職制敕）。」とあり、二年以下の任期に滿たず轉職する場合には、例冊の規定が適用し、饋送を受けることはできないとされている。他にも厩庫敕の規定には、

諸て緣邊の州（帥臣の在る所は非なり。）及び鎮寨、例外に饋送すれば、違制を以て論ず。受くる者も此れに准ず。應て幹辦の官

屬は唯だ到發の酒食を受くるを聽すのみ。其餘の供饋（例冊に有る者も亦た是れなり。）一季内に再び至るは、酒食と雖も各おの受くるを得ず、違う者は、杖一百 送る所の官司の罪も亦たかくの如し。朝廷の遣使或いは監司 例外に受くる者は、奏裁す。

諸緣邊州（帥臣所在非。）及鎮寨、於例外饋送、以違制論、受者准此。應幹辦官屬唯聽受到發酒食、其餘供饋（例冊有者亦是。）及一季内再至、雖酒食各不得受、違者、杖一百所送官司罪亦如之。朝廷遣使或監司於例外受者、奏裁。（『慶元條法事類』卷九、職制門六、饋送、厩庫敕）

とあり、それぞれ緣邊の州鎮長官以外の屬官等は供饋を受けることはできなかった。たとえ長官であつても、一年に二度の巡歴がある場合は、基本的な酒食以外は供饋を受け取つてはいけなかった。その上、他の厩庫敕にも、朝廷の公使錢の使用に關する原則の存在が強調されている。一方で例冊にて饋送の事項と限度額を決めつつ、また例冊の規定外においても、口實を設け饋送を行うことに制限を加えている。『慶元條法事類』卷九、職制門六、饋送、厩庫敕に、

諸て公使輒ち非法に額外に於いて錢物を營置し、（猪羊の類を孽養し抑配出賣して錢を收むる者も同じ。）或いは排頓し若しくは例外に名目を巧作し饋送し及び受け、竝びに在任の官 月給次有るに特に人に送り、或いは酒及び應て公使の物を以て饋送して本州の界を出づれば、各おの徒二年若し名無きに過ちて特に送るこ

と有らば、(案卷の有る所に非ざる者を謂う。)三等を減ず。即し公使の(正賜は非なり。)見錢・金帛・珍寶を以て人に遺れば、盜に准じて論じ一等を減ず。(例冊の内に節儀を立定するは非なり。)

諸公使輒非法於額外營置錢物、(孽養豬羊之類抑配出賣收錢者同。)或排頓若例外巧作名目饋送及受、竝在任官月給有次而特送人、或以酒及應公使物饋送出本州界、各徒二年若無名過有特送、(謂非案卷所有者。)減三等。即以公使(正賜非。)見錢、金帛珍寶遺人、准盜論減一等。(例冊内立定節儀非。)

とあり、史料に記されている三類行爲の一つである二年の徒は、もし「例冊内立定節儀」の状況であれば、追究しないとしている。『名公書判清明集』卷一の任滿巧作名色破用官錢には、

昨ごろ案に據りて此の例を呈すれば、已にその令甲に合わざるを知るに、必ず是れ貪汚の人に作法し、遂にその所由に檢尋して始めしむ。今これを例冊に積みるに、乃ち果たして之無し。創めて此の例を爲す者は、甲守なり。その數を倍增する者は、乙守なり。昨據案呈此例、已知其不合令甲、必是作法於貪汚之人、遂令檢尋其所由始。今稽之例冊、乃果無之。創爲此例者、甲守也。倍增其數者、乙守也。

とあり、先任官員である甲と乙は、口實を設けて「送還行李」によつ

て贈賄を受けた。現任官員の胡石壁は二人の汚職を疑い、先に例冊を調べ、關連する記載がないことを確認してから、二人の罪に對して裁決をしたのである。

以上のことから、宋代行政事務にあつて、例冊と散例には大きな區別が存在していたことがわかる。例冊は排斥の對象とされなかつただけでなく、反對に禮儀制度の收録や公使支出の管理など非常に重要な役割を果たしたのである。

三、宋代司法審判における例冊

以下では再び司法審判における例冊をみていきたい。斷例は宋代司法審判において頻繁に出現し、その運用も最も廣い例である。宋代を通じて名前がわかつている斷例は、少なくとも十六部になる。北宋仁宗の慶曆年間から第一部目の斷例の編修が始まり、南宋寧宗の開禧年間で終わるまで、在位期間が比較的短い英宗・欽宗・光宗の時期を除いて、斷例の編修は續けられた。斷例の編修の他にも、史料には例冊の編修の問題も見られる。仁宗慶曆四年(一〇四四)七月丙戌の臣僚の上奏に、

臣請うらくは天下の按察官に詔して、專切に州縣の長吏及び刑獄法官を體量し、用法枉曲し良善を侵害する者有れば、事狀を具に奏聞し、朝廷に到るを候ちて、其の情理を詳らかにし、別に降黜を行わんことを。それ審刑・大理寺は、乞うらくは輔臣一員を選

び兼領せしめ、以て天下の法を慎重し、自來の斷案及び舊例を検尋し、其の謬誤を削り、存留すべき者は著して例冊と爲さしめんことを。

臣請詔天下按察官、專切體量州縣長吏及刑獄法官、有用法枉曲侵害良善者、具事狀奏聞、候到朝廷、詳其情理、別行降黜。其審刑、大理寺、乞選輔臣一員兼領、以慎重天下之法、令檢尋自來斷案及舊例、削其謬誤、可存留者著爲例冊。（『續資治通鑑長編』卷一五一、慶曆四年七月丙戌）

とあって、判決の終わった司法案件を審刑院・大理寺が調べ、間違つた内容を削除し、參考の價值がある實例を例冊に編修することを、臣僚は希望していることが確認できる。また哲宗の元祐元年（一〇八六）十一月戊午に、中書省は、「刑房斷例は、嘉祐中に宰臣富弼・韓琦の編修せしより、今二十餘年なり。内に該載して盡さざる者有れば、欲すらくは官に委ねて續斷例及び舊例策を將て一處に情理の輕重を看詳せしめ、去取編修して策を成し、旨を取りて施行せよ（刑房斷例、嘉祐中宰臣富弼、韓琦編修、今二十餘年。内有該載不盡者、欲委官將續斷例及舊例策一處看詳情理輕重、去取編修成策、取旨施行。（『長編』卷三九一、元祐元年十一月戊午條）。」と述べており、中書省は、新しい刑房の斷例を編修することを望んでいる。その編修は、「斷例及舊例策」が元になっており、それぞれの部門で積み重なった例冊は、斷例の編修の際に重要な材料となった。川村康氏はこのことについて、「熙寧以前の斷例が刑部・大理寺・審刑院などの各機關で獨自に編纂

されているのに對し、元豐以後の斷例が各機關の未編集の例や内部的例冊を資料として中書刑房や編修敕令所などにより統一的に編纂されるようになったのは、斷例管理の一體化集中化を反映しているのである」¹³⁾と述べている。

斷例には、編修を経てないものと、編修を経ているものがある。前者は散例の初期形式として關係の機關内に存在しており、後者は系統的な編集を経て、多くが公開されており、その差は大きい。例冊は兩者の間にあって、散例と比べて、ある程度の整理がなされている。編修を経ている斷例に比べると、まだ細かく分けられておらず、適用される範圍も主に部門と機關の内部に限られている。紹聖元年（二〇九四）十一月一日、刑部は、

旨を被るに、六曹・寺監、檢例は必ず熙寧・元豐以前を參取し、元祐の近例を專用すること勿れ。舊例に無きの所者は、旨を取る。按降元祐六門（年）門下中書後省『擬特旨依斷例冊』を修進し、並びに熙寧元年より元豐七年に至るの舊例を用い、本省復た黃貼を用いて輕重を増損す。本部欲すらくは一に例冊に違ひ、復た黃貼を據引すること勿れ。

被旨、六曹、寺監檢例必參取熙寧、元豐以前、勿專用元祐近例。舊例所無者、取旨。按降元祐六門（年）門下中書後省修進『擬特旨依斷例冊』、並用熙寧元年至元豐七年舊例、本省復用黃貼增損輕重。本部慾一遵例冊、勿復據引黃貼。（『宋會要輯稿』刑法一之一六）

と述べており、ここでの例冊は刑部によって編纂され使用されている。南宋での例冊はこのように用いられた。また淳熙四年（一一七七）六月二十八日の詔には、

刑部に詔して、今より情法相當し、別に疑慮無きの案狀は條に依りて施行するを將ての外、情犯疑うべき有れば、即ち已に抄錄せし在部の例冊の内に於いて體例を検坐し、特旨に比擬して申省す。如し例と輕重等しからざれば、亦た參酌擬斷せしめ、申して指揮を取れ。

詔刑部、自今將情法相當、別無疑慮案狀依條施行外、有情犯可疑、即於已抄錄在部例冊内檢坐體例、比擬特旨申省。如與例輕重不等、亦令參酌擬斷、申取指揮。（『宋會要輯稿』職官一五之二六）

とあり、刑部で案件内容と法律條文が合わないとき、部門内の例冊のなかで類似の案件とその處理の方法を調べる必要があつた。

特筆すべきは、司法審判における例冊の運用の背景と、斷例の運用の背景とは類似しており、これは宋代奏讞制度の強化と密接な關係があることである。奏讞制度あるいは奏裁制度というが、これは、「判決に疑問があり、情理の憐れむべき案件に對して朝廷に上奏して救裁すべき制度」^{〔14〕}を指し、この制度は宋代以前にすでに見られ、皇帝權が司法審判の最終的な許可權を有していることのあらわれである。また前近代中國の統治者の獄訟と民命を重視する恤刑精神を反映してもいるのである。『宋史』は宋代刑部の職責の一つとして、「若し情

矜憫すべくして法情に中たらざる者は之を讞し、皆な其の案狀を閱し、例を傳じて擬進す（若情可矜憫而法不中情者讞之、皆閱其案狀、傳例擬進。（『宋史』卷一六三、職官志三））」の存在を指摘する。

この二つと奏讞制度が密接に關係しているのは、斷例が中央司法機構ないし皇帝による司法處理の類似案件の體現であるからだ。また下から上への奏讞においては、いうまでもなく地方司法機構、もしくは中央司法機構すべてに斷例が必要とされる。なぜならば地方司法機構は、斷例によって中央司法機構及び皇帝によって類似案件に對して、いかなる司法判斷を下されたのかを知る必要があり、中央司法機構は斷例によって檢例・貼例を進めることが必要であるからだ。同時に意見と判決前の草案を提出し、最終的には皇帝の裁決に委ねられる。斷例は正式な編修の前では、散例あるいは例冊の形式として奏讞の手順にかかわる各機構内部に活用された。

奏讞の手順において、下級官員は案件の裁判を上級官員に報告する時に貼例が必要とされた。特に神宗の元豐改制後に、刑部は審刑院のもととの職權にとつてかわり、大理寺が判斷した案件を再び判決するようにになった。要するに「大理寺によって判決し、皇帝に送るのは、すべて官僚にかかわる重要な案件及び地方からの情狀が憐れむべき案件であり、法律條文中では基本的に判決の依據が見つからないものである。よつて刑部は再び草案を作る必要があり、その主な手段が「帖例」である。つまり適切な「例」を調べ、比附して判斷し、斷救を起草し、皇帝に上奏して批准してもらうこと。これを「帖例擬進」と呼ぶ」^{〔15〕}のであり、このことは元豐五年（一〇八二）七月の詔において、

「刑部貼例して公案を擬するは竝びに奏鈔を用いよ。それ大理寺は公案を進呈するも、更に上殿せず、竝びに斷じ訖らば刑部に送れ。貼例は比用すべからず、及び罪法の輕重應応せず、當に取裁すべき者は、中書省に上れ（刑部貼例擬公案竝用奏鈔、其大理寺進呈公案、更不上殿、竝斷訖送刑部。貼例不可比用、及罪不應法輕重、當取裁者、上中書省。〔長編〕卷三二八、元豐五年七月壬辰條）。」とあることから確認できる。

貼例と共に生じたものが檢例である。神宗の元豐二年（一〇七九）、中書は「刑房公案を奏斷するに、在京・京東西・陝西・河北五房に分かつも、逐房の例を用うること、輕重一ならず。乞うらくは在京刑房の文字を以て諸房に分入し、錄事以下四人を選差し専ら斷例を檢詳せしめよ（刑房奏斷公案、分在京、京東西、陝西、河北五房、逐房用例、輕重不一。乞以在京刑房文字分入諸房、選差錄事以下四人專檢詳斷例。〔長編〕卷二九八、元豐二年六月乙丑條）。」と述べ、哲宗の元祐元年（一〇八六）に、刑部官員は、檢例が胥吏の仕事であり、「其れ應て案牘を供檢するの事は、専ら吏人を責むるは、事體の大小を分かち、官吏の高下を別つ所以なり。今斷例房要例冊の編修を看詳するに、草踏乃ち是れ専ら吏人供檢の事を責むるも、本房卻て申請すらくは更めて官吏をして共に保明せしめ、朝廷省曹を分任するの體を失うことと顯らかにせんことを。（其應供檢案牘之事、專責吏人。所以分事體大小、別官吏高下。今看詳編修斷例房要例冊、草踏乃是專責吏人供檢之事、本房卻申請更令官吏同共保明、顯失朝廷分任省曹之體〔長編〕卷三九三、元祐元年十二月丁亥條）。」とあるように、官吏が責任を

負うことはないとしている。ここでも例冊を編修したという記載が見られるのである。他にも、北宋の韓琦は、

中書舊弊に習い、事毎に必ず例を用い、五房史例を操りて手に在り、顧に金錢は惟れ意の去取する所にして、與えんと欲する所は白舉して之を用い、行わざらんと欲する所は或いは例を匿して見ず。公（韓琦）五房例及び刑房斷例を刪取し、其の冗繆にして用うべからざる者を除き、綱目を爲りて之を類次し、封牒謹掌して、例を用うる毎に必ず自ら閱す。是れより人賞罰の可否は宰相に出づるを知り、五房史其の間を高下するを得ず。

中書習舊弊、每事必用例、五房史操例在手、顧金錢惟意所去取、所欲與白舉用之、所不欲行或匿例不見。公令刪取五房例及刑房斷例、除其冗繆不可用者、爲綱目類次之、封牒謹掌、每用例必自閱。自是人知賞罰可否出宰相、五房史不得高下於其間。（『宋名臣言行錄』後集卷一）

と述べている。

南宋の孝宗の時になると、臣僚は韓琦のことを例として朝廷に斷例の記録や檢索などの管理を強めるよう提案した。朝廷側もこの建議を受け入れ、「刑部將に案狀を擬斷し、自來の體例を照らし條に依りて擬定し、特旨もて尚書省に中（申）すも、仍お斷例を抄錄して部に在り、長貳に要して專一に收掌照用せしめよ（刑部將擬斷案狀、照自來體例依條擬定、特旨中（申）尚書省、仍抄錄斷例在部、委長貳專一收

掌照用。『宋會要輯稿』職官一五之二五（一）。と詔を下している。これらの各部門の長官によって整理された斷例は、正式な編修の前におそらく例冊として使用され、役割を果たしていた。司法審判中に発生した、まとまっていない斷例と行政事務中の散例は同じである。非常に繁雜で、全てに目を通すことはできない。そこで常に胥吏によって掌握されていた。しかし例冊に整理された後にその状況は一新され、ある程度の散例の弊害を克服することができたのである。

四、例冊と宋代法律體系

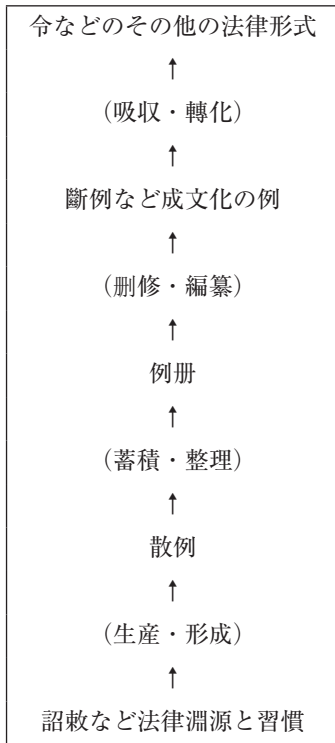
これまで宋代例冊のおおよその状況を述べてきたが、例冊が宋代行政事務と司法審判において果たした役割についてさらに検討していきたい。例冊の宋代例體系内における地位の問題についてはすでに言及した。以下では、例冊と宋代法體系の關係から、中國法制史上における律令制から律例制の轉換に向かう時代背景を分析し、宋代例冊に対する理解をさらに深めたい。

これまで例冊と散例、及び形式的に編集された諸例の區別について指摘してきた。また例冊は散例と編集後の諸例における中間的な地位であったことを確認した。例冊という法形式は宋代に發生し、その幅広い運用は宋例の變遷と發展過程の重要な特徴である。宋代行政事務における例冊、あるいは司法審判における例冊の立場は、唐朝から宋朝に至る間にその他諸々の制度と共に影響した結果に基づくのだろう。

行政事務内の例冊についていうと、その運用の背後には、宋朝において社會權力が日増しに皇帝に集中していき、それにともなうて制度も次第に規範化していったことがある。この二つは一見矛盾しているようにみえるが、そうではない。宋朝以降、中央集權化は次第に強くなる傾向にあり、それにともない君主の權力も次第に強くなっていった。これによって法形式上でも、成文法である律・令よりも、皇帝の命令に由來する敕や例の地位が高まったのである。しかしこれと同時に、成文法ではなく、個別事案に對して下される皇帝の詔敕が優先されるようになった結果、機構の機能と地方管理は複雜化していくこととなった。そのため、以前のように中央の各機構と部門内部の事務を長官以下の官員が處理すれば十分だという状況ではなくなった。地方のそれぞれの事務について朝廷も關與することが多くなっていった。その結果、胥吏の活躍の場が増えた。そしてそのような情勢下で求められたのは、皇帝の詔敕に由來する例の成文化・規範化を通して、簡便に利用できる法を制定することである。このような政治的要請によって、例は例冊という形式となり、官員も参照できる初歩的な法典となったのである。この例冊の運用過程において、權力の集中化と管理のための制度化が混じり合っているようにみえる。司法審判内の例冊についていうと、上述の通り、これは宋代の奏讞制度下の必然的な産物であった。

宋人の例に對する態度も次第に現實的になり、例の使用に對する激しい反對も、徐々に容認される方向へと認識が變わっていった。この變化によって例は宋代法體系において重要な役割を果たすことができ

たのである。日増しに複雑になる行政と司法事務に直面した時、宋人は例の価値を認識していった。成文法がすでに規定されているという状況下では、例の運用が成文法との間に矛盾を引き起こすことは免れられない。また成文法にまだ規定がない、あるいは規定があっても問題があるという状況下では、例は制度のものと缺點を補っただけでなく、制度化の観点からも補完せんとする目的をここからみることができ。宮崎市定氏は、「されば宋代から既に胥吏が例の引用に手心を加えて賄賂を貪ったという弊害が頻りに指摘されるが、併し若し例が無かった場合を想像するならば、或いはその弊害が愈々甚しかったのではあるまいか」¹⁶と述べており、これにより、宋代では例を排斥あるいは簡単に成文法に取り込むのではなく、多種の措置を採用し積極的に對應していったことがわかる。それは、例の本来の姿を維持し、それを基礎として、その役割を最大限果たすことができる方法であった。例冊はその一つの措置として重視されていた。例冊と宋代法律體系の關係に關しては、以下のように圖に示すことができる。



例の發生・形成は詔敕など上級の權威の法律の淵源と密接な關係がある。なぜならこれらは最も容易に模倣の對象となるからである。またこれらの他にも部門あるいは地方に存在する模範となり得る行事習慣を元とする可能性もある。要するにとある案件に相對した時、それと類似する案件の事務處理方法と案件の審判の時、前例を参照する必要がある時に、詔敕と習慣が參考された。この運用方法は例と同質の屬性が備わっており、それが記録された時、散例となる。散例は絶えず蓄えられ、その數は次第に多くなり、整理を経ることで比較的整った例冊となる。例冊の内容が必須のものであれば、臣僚から編纂を進めるように要求される可能性があり、その結果、規範のレベルがさらに高い斷例・條理・格例・則例などが製作される。これらの例は令などの正式な法典と同様の性格を備え、修訂の際の材料の典故にもなるのである¹⁷。

例冊には例の變遷にあつて重要な役割を果たしていたとみることができる。法體系上、例冊は高い位置にあるとはいえないが、宋例の運用過程を考察する際には重要な手がかりとなり、宋例ないし宋代法律體系の詳細を理解するのに大いに役立つのである。この意味において、例冊は等閑視されるべきものでは決してない。

加えて、唐後期に始まった律令制の變遷の背景に着目すれば、宋代における例の發展は別の意義を持つ。すなわち律令制の令は、唐宋の社會變遷に従つて弱體化していった。その令の地位の弱體化にともない、反對に例の地位は次第に上昇していったという點である。宋朝以後、令の編集は少なくなっていく、元朝では令典は編集されず、明朝

では『大明令』があるだけである。『大明令』は中國史上における最後の令であり、清朝にいたって令が編纂されなかったことは、令の役割がさらに衰退したことを示している。そしてそれは清朝では多くの明令の内容が、令ではなく例として納められていることからわかる。

宋代の例は律令制から律例制に向かう轉換期であったことは疑うべくもない。宋代以前では、例はその性質が曖昧であるから概念や枠組みの基本的な形成過程においては大きな地位を占めることは難しかった。宋以前における成文法體系の代表つまり律令制の發展によって、令の地位は高まるのに對し、例の役割は抑制されていた。しかし宋代から、例は法律體系においての役割は重要性を増した。その過程についてはすでに述べた通りである。

宋代における例の盛行は、斷例を代表的な司法例とするもので、その他の條例・格例・則例・事例によって構成される行政例もあり、これらは前代の基礎を繼承してさらに一步發展したものである。戴建國氏は「宋に入り、例は大規模な編集と使用がなされた」¹⁸⁾と述べている。つまり、明清時代における律例制の端緒は、宋代における例の重要性の上昇に求められるべきなのである。

おわりに

本論で述べてきたことを、まとめれば、それは以下のようになる。

- ① 例冊は宋代の例の重要な形式であり、例の體系は過渡的な特徴を持つ。それは原初的な未整理の例と、正式な編集を経た成文状態

の例との中間に位置する。

- ② 例冊は宋代行政事務の中で廣範な運用を行い得た。多くの機構と部門で例冊を編集した記録が見られる。特に禮儀制度の收録と公使錢の管理などの領域において、例冊の效力と地位が十分にあらわれたことが確認できる。

- ③ 例冊は宋代の司法審判にあつて積極的かつ重要な役割を果たした。これは奏讞制度の完備と強化の産物である。例冊は案件の審理と上奏に對して非常に高い參考價值を備えていた。その上、斷例は正式に編集する時に基本的な材料の來源ともなった。

- ④ 例冊の形成と運用は宋代の諸制度と相互に影響を受けあつた結果である。これは宋例體系の内部變化を考察する上で重要な手がかりとなる。つまり宋例に着目することは、宋代法體系の實際を理解するのに大いに役立つのである。

近年、中國法制史研究の精密化と多様化によって、例のような法律形式に對しても學界の關心が高まっている。繰り返し述べてきているが、宋代は例の發展において重要な時代である。現在宋例は多くの學者が注目しており、論點も多岐にわたる。現在の研究では宋例の創制と運用の制度の背景に基づいて、例の役割について考えることが主流となりつつある。本研究もその研究情勢の中に位置づけられる。前朝と比べると、宋代の例の發展は顯著で、その數も膨大で多種多様である。その一見煩雜な制度の背後には、獨特なロジックと秩序が構成され、日増しに完備されていく體系を形成していった。このような異なる出典や異なる種類、異なるレベルの例の間の轉化、また例とその他

法形式の間の相互作用は、依然として今後注目が必要な課題である。その他、宋例が後世に與えた直接的・間接的な影響に關して、影響を與えたことそのものについては、衆目が一致する所であるものの、その具體像となるとまだまだ考察の餘地は多く残されている。これらの問題に對してより細緻に検討していくことにより、中國傳統の法律體系の研究を深められるだろう。これを今後の課題として本稿を終えた。

注

- (1) 池田温「律令官制の形成」(岩波講座『世界歴史』五、岩波書店、一九七〇年所収)。
- (2) 現在宋代の例冊を専門とする研究は、管見の限り見當たらな。しかし樓勁氏はかつて禮例を中心として宋初三朝の例の形態について詳細に分析しており、その中で例冊の問題に言及している。(樓勁『魏晉南北朝隋唐立法與法律體系・敕例・法典與唐法系源流』、中國社會科學出版社、二〇一四年、第六二二・六二二頁)。
- (3) 拙稿「宋代行政例芻議——以事例爲中心的考察」(二〇一五年初出。拙著『宋例研究』花木蘭文化出版社、二〇一六年所収)、第一四六・一五四頁。
- (4) 宋代以前の例の研究に關しては、楊一凡・劉篤才『歷代例考』(社會科學文獻出版社、二〇二二年)、第一三・九〇頁がある。
- (5) 宋代斷例の問題に關しては、川村康「宋代斷例考」(『東洋文化研究所紀要』第一二六冊、一九九五年)。戴建國「宋代法制初探」(黑龍江人民出版社、二〇〇〇年)、『宋代刑法史研究』(上海人民出版社、二〇〇八年)。楊一凡・劉篤才氏前掲論文。拙著「宋代斷例再析」(『法

制史研究』第二四期、二〇一四年)も參照されたい。しかしこれまでの研究では、例冊と斷例の關係や、司法例における例冊の地位などの問題については、詳しく言及されていない。

- (6) 宋代の史料には、例券・例簿の呼稱もみられる。その中の一部分は例冊に類似している。例券については、例えば『續資治通鑑長編』卷三四八、神宗元豐七年九月甲辰に、「荆湖南路轉運司言……契勘荆、廣等路鑄錢司牒……准內藏庫牒、檢會熙寧詳定三司例卷數內一項、諸路坑冶課利金銀竝納本庫。除已牒潭州永興場具興發後來收到銀數、以憑回報內藏庫、照會本司坑冶收銀、竝系應副支用、久來不系起發赴內藏庫之數。或合行竝赴內藏庫納、即乞截自某年爲額、寬立年限、逐旋帶納。」上批……「宜令依荆、廣等路鑄錢司牒內該指熙寧詳定三司例卷內本條、竝赴內藏庫送納、仍以元豐元年爲始、及依所奏、均作五年帶納。」とある。また例簿については、例えば『續資治通鑑長編』卷六二、眞宗景德三年二月丁酉、「准在中書、喜用寒賤、每御史闕、輒取敢言之士、他舉措多自任、同列忌之。嘗除官、同列屢目吏持例簿以進、准曰……宰相所以器百官、若用例、非所謂進賢退不肖也。」因卻而不視。」とある。
- (7) 葉孝信主編『中國法制史』(復旦大學出版社、二〇一二年)、第二〇三頁。行政事務でのまとまていない事例の弊害については、五つに分けられる。それは生成の過程の不確實、具體的な内容の非公開、處理方式の不統一、運用規格の不規範、効力の不安定である。前掲拙著『宋例研究』、第一五五・一五九頁。
- (8) 前掲葉孝信主編『中國法制史』、二〇三頁。
- (9) 『宋史』卷一五八、選舉志四。『玉海』卷一一七、選舉、紹興編七司例冊條にも以下のようにある。「紹興四年八年庚辰、詔吏部編七司例冊。胡交修言……以例決事、吏部最多、乞將敕劄批狀指揮可爲例者、編爲冊、以俟檢閱。從之。二十六年九月戊辰、中丞湯鵬舉請明部吏、刑部、條具合用之例、修入見行之法、以爲中興成憲。從之。後四年乃成。三十二年四月甲戌、侍郎凌景夏請吏部七司置例冊、淳熙元年十二月修七司法。」

- (11) 例冊と宋代禮制の關係の問題については、前掲樓勁『魏晉南北朝隋唐立法與法律體系・敕例・法典與唐法系源流』第十一章、「宋初三朝的「例」與規範形態的變遷」、以禮例爲中心的考察」、第五六七・六二二頁。
- (12) 汪聖鐸『兩宋財政史』（中華書局、一九九五年）、第四八二頁。
- (13) 川村氏前掲論文、第一三五頁。
- (14) 王雲海主編『宋代司法制度』（河南大學出版社、一九九二年）、第三一五頁。
- (15) 王雲海主編『宋代司法制度』、第三三三頁。
- (16) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」、元典章成立の時代的・社會的背景」（一九五四年初出。『宮崎市定全集十一』岩波書店、一九九二年所收）、一四四頁。
- (17) 例えば則例と祿令の關係は、拙著「宋代則例初探」（『中國學報』第七二輯、二〇一五年）、第一六五・一九〇頁。
- (18) 戴建國『唐宋變革時期的法律與社會』（上海古籍出版社、二〇一〇年）、第九一頁。